

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 大 正 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年3月7日（火） 午前10時00分から 午後0時00分までの間	
開催場所	大阪府大正警察署4階講堂	
出席者	委員	水谷会長 信岡副会長 渡邊委員 仲田委員 飯伏委員 田口委員
	警察	署長 副署長 総務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ 大正警察署管内の事件は、大阪府下の警察署では、下から数えた方が早い くらい落ち着いている、事故も少ないとお聞きしております。 これも一重に皆さまの日頃の指導とか、交通取締りの結果だと思っており、 ありがたく思っております。 警察協議会については、コロナの2年間で、ほとんど開催できなかったの ですが、今年度、最後ということできいろいろと皆さんから提出していただい ている問題にお答えいただくこととなります。 短い時間でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>2 署長あいさつ 本日は、公私御多忙のところ、会議に御出席いただきありがとうございます。 委員の皆様方には平素より、当署の警察行政等の各般に多大な御協力をいた だき、本当にありがとうございます。 今年度につきましては、皆と顔を合わせての会議は今回1回目となり、こ れまでの新型コロナウイルスによる自粛ムードが徐々に緩和され、明るさが 取り戻せてきていると感じます。 令和5年につきましては、これまでどおり、年間3回の会合を期待してお りますので、よろしくお願ひします。 今後とも引き続き、署員一同、より一層気を引き締めまして、住民の安全 安心のため前に走ってまいりますので、叱咤激励をお願ひします。</p> <p>3 業務説明等 (1) 生活安全課長 ・ 大阪重点犯罪について ・ 令和5年2月末現在における管内の重点犯罪の認知件数について ・ 特殊詐欺対策について (2) 地域課長 ・ 地域警察活動について (3) 刑事課長 ・ 令和4年中の刑法犯認知件数及び検挙対策について</p>	

- (4) 交通課長
- ・ 令和4年中の管内における交通事故発止状況及び取組状況について
 - ・ 駐車監視員の活動ガイドラインの変更について
 - ・ 改正道路交通法の施行による自転車のヘルメット着用の努力義務化及び特定小型電動自転車の走行について
 - ・ 自動車、自転車、歩行者の取締りの強化について
- (5) 警備課長
- ・ 平成4年度の業務内容について
 - ・ G7貿易大臣会議について
 - ・ 南海トラフ地震等の災害への備えについて

4 質疑応答

(1) 電動スクーター、電動キックボードについて

【委員】

車両区分を新しく定めた改正道路交通法が7月1日に施行され、電動キックボードが車道で最高時速20キロ、歩道も時速6キロ以下で走れるとの報道を見ましたが、どの程度、歩行者に注意して走れるのでしょうか。

輸入品等、中には、驚くようなスピードで走るものが販売されると思いますし、歩行者が、どのように注意すればよいのでしょうか。

【委員】

今の御質問に併せて質問したいのですが、令和5年7月の改正道路交通法の施行により、電動キックボードが原付バイク扱いから、特定小型原付の扱いになるとの報道がなされており、かねてよりマナーが悪く危険な乗り物と言われてきた電動キックボードの扱いを緩和することには、どうも違和感を感じます。

今回の決定に至った経緯、決定したからには何かメリットがあるかと思いますが、お教えいただけたらと思います。

【警察】

産業競争強化法に基づき、令和3年1月25日に、事業者から経済産業大臣に対して、電動キックボードのうち、新事業活動区域において貸し出される電動キックボードを小型特殊自動車と位置付け、新たな規制を整備して運用できるよう特例措置の整備が求められました。

具体的には、実証実験からヘルメットの着用義務を任意、自転車道の通行を可能とする等の特例措置になります。

これを受けて、国家公安委員会及び国土交通省において一定の基準を満たす電動バイクを特例電動キックボード」実証実験機として、令和3年5月20日から令和6年4月30日までの間、実証実験が行われ、道路交通法が改正されました。

今回改正される電動キックボードについては新しく車両区分ができ、特定小型原動機付自転車となります。

運転免許は不要でヘルメットは努力義務になりますが、16歳以上からしか運転できず、走行できる場所は基本的には20キロ以下で車道となりますが、時速6キロ以下の場合は歩道を走行することが可能となりました。

見分け方については、車体には、最高速度表示灯と呼ばれるライトが設置されており、時速20キロで走行している時はライトが点灯し、時速6キロ以下の時は、点滅して表示しています。

車体の大きさについては、車長190cm以下、車幅60cm以下の適合車に限ります。

御質問にある輸入電動スクーター等多種多様なものにつきましては、特定小型原付には当てはまらないものは、従来どおり、原付免許やナンバープレートが必要です。

現在は、ナンバープレートがない電動スクーターは公道で乗れないことを知らずに乗っている人も多いのが現状であり、現在、指導取締りを行っています。

また、安全指導や広報については、中学生、高校生に対する交通安全教室やキャンペーン活動を行っています。

歩行者に注意して欲しい事項についてですが、自転車が猛スピードで歩道を走る危険があるという認識を持ってもらうということであり、警察といたしましても広報啓発活動を行って参ります。

(2) 環状交差点（ラウンドアバウト）について

【委員】

日本でも増えてきて、ネットで見ますと、信号のない交差点、いわゆる「環状交差点」が全国に130箇所ほどあるようですが、大阪府下にもあるのでしょうか。

あれば、一度見てみたいと思っておりますので、場所を教えていただきたいと思えます。

【警察】

環状交差点とは、名前のとおり丸い形をしており、三本以上の道路を円形のスペースを介して接続したものとなります。

中央は、中央島と呼ばれ通行できない区域となっており、中心の島の周囲を、一方通行で周回する方式で一時停止や信号がないという特徴をもっています。

車両が右回りに通行になるように公安委員会の規制がなされており、優先関係があらかじめ明らかにされており、信号機の設置がないため、停電や故障の心配がないことから災害につよく、環境にやさしい交差点といわれています。

全国の整備状況は令和4年3月末で47都道府県中40都道府県140か所となり、大阪府内の整備状況は、令和4年12月末現在で9か所で、堺市が3か所、豊能郡、和泉市、箕面市、泉南市、茨木市及び泉佐野市に1か所ずつとなっております。

(3) 子供の遊び場の規制解除について

【委員】

自宅前に「子どもの遊び場」として道路を緑色に塗り、土日の一定時間車の進入を規制している場所がありましたが、今は子ども達が道路で遊ぶことはなく、実情に合わないとして、数か月前に規制を解除したと聞いております。

他にもまだ規制がかかっている場所があるようですが、規制の必要性について検討していただけたらと思えます。

【警察】

当署管内に3か所ある「子どもの遊び場」について、南恩加島の「子どもの遊び場」については、地元の同意をいち早く得ることができたので、本年1月27日をもって、規制を解除しました。

残りの2カ所については、今年の5月26日に解除する予定となっております。今後は許可証なしで通行していただいても結構です。

(4) 自転車の交通マナーについて

【委員】

相変わらず自転車のマナーが悪く、乗車中や、歩行中にスマホを見ている人がいます。

車の運転をする際は、交差点ではいつでもブレーキに足をかけているくらいです。

被害者（自転車側）が、ルールを守れば防げた事故があると思えます。

また、先日は、大正通で、漫画本を自動車のハンドルに広げて読みなが

ら運転している人を見ました。

悪質な車や自転車、ルールを守らない歩行者も取り締まっていただきたいです。

【警察】

これは、大阪府下全体でいえることであり、大阪府警察では、自転車の取締強化日を設けており、府下一斉に取締りを行っております。

当署管内では、自転車関連事故が多いことから、取締強化日以外でも積極的に取締りを行っているところであり、特に昨年は、自転車の違反取締りに重点を置いたためか、一昨年に比べ自転車関連の交通事故の割合が減少しており、一定の効果が出ていると思われるものの、それでも自転車が占める事故の割合が多いのが現状です。

ただ、残念ながら歩行者を取り締まるということはこれまで行っていません。

これについては今後、小学校、中学校、高校、事業者、幼稚園での交通安全教室を行ったり、街頭キャンペーン広報啓発キャンペーンをして、歩行者の意識も高めていきたいと思っております。

引き続き、悪質な違反を中心に取締りと指導警告を実施して参ります。

(5) 三軒家交差点の信号の周期について

【委員】

大浪通三軒家交差点の一つ東側の信号ですが、赤の待ち時間が長いと、信号無視で大浪通を渡る歩行者をよく見かけます。

もう少し、短くなりませんか。

午前8時頃には、小学生の通学等にも支障をきたしている状態です。

【警察】

三軒家交差点が基本的には180秒（3分）の周期で信号の集中管理がされており、御指摘の交差点を含む周辺の隣接する信号についても、基本的には同じ周期で管理しております。

御意見を受け、本部交通規制課と協議して、歩行者にもドライバーにも負担が少ない信号周期に変更できるよう検討していきたいと思っております。

(6) 交通安全教室について感謝

【委員】

1月に女性会で講演をしていただいた時、奇術を交えてのお話で、終わってみると大切な交通ルールがきちんと頭の中に残り、楽しく有意義な講演でした。

【警察】

その講演を担当したのは、当署交通課交通総務係の担当者となります。

交通安全講話については、いかに参加されている皆様に関心を持って聞いていただけるかというのが課題となっており、皆さんに興味を持って聞いていただくために、様々な工夫をしています。

手品を使うのも一つの手法であり、こうして、本日その感想をいただいたということは講話をする側の人間としても非常にうれしく思います。

今後もこういった活動を地道に続け、交通安全の輪が少しでも広がるよう、これからもより良い交通安全講話ができるようにしていきたいと思っております。

(7) 土日、休日における飲酒運転取締り要望について

【委員】

鶴浜中央公園東側の北から南への一方通行道路を逆走する車を時々見かけます。

休日が多いようなので、大型ショッピング施設の客かも知れません。

またその道路を原付が逆走して立ち飲み店へ行くのも見かけます。

【警察】

情報をいただき、現場に行き、確認を取らせていただいておりますが、現在のところは逆走の認知に至っておりません。

引き続き警ら等を実施して参ります。

(8) 詐欺メール、迷惑メールについて

【委員】

携帯電話に不審な還付金詐欺のようなショートメールが届きますが、国の省庁の名前で届いたりしてるので、警察で何かメール送信を止めるための対策はできるのでしょうか。

【警察】

システムの不審なメールをブロックするには、各キャリアにお問い合わせいただくのが良いと思います。

不審なメールには「有料コンテンツの未納料金が発生しているので、連絡がない場合は法的手段に移行します。」等、不安を煽る内容がよあるパターンです。

ここで焦って記載されている電話番号等に返信してしまうと、個人情報盗まれたり、お金を振り込む話を向けられたりして被害が広がってしまいます。

被害に遭わないためのポイントとしては、不審なメールが届いたときは、基本的に無視をすることが大切です。

(9) 録音機能付き電話の貸し出しについて

【委員】

先日、会合の際に、区役所の方から特殊詐欺の被害防止対策として、高齢者に録音機能付きの電話を無料で貸し出ししていると聞きました。

この施策について警察でも広報されているのでしょうか。

【警察】

これは大阪市が行っている特殊詐欺対策機器貸与事業のことで、大阪府が、65歳以上の高齢者の方々が特殊詐欺被害に遭うことがないように、自宅の固定電話機に設置する特殊詐欺対策機器、自動通話録音機を無料貸与で行っている施策です。

自宅の固定電話機に接続することで着信時に「録音する旨の警告アナウンス」が相手方へ発せられますので、犯人が録音されるのを警戒して犯行を断念することが期待でき、特殊詐欺被害防止や迷惑電話の抑止に効果的です。

当署でも、実際に不審電話がかかってきた御家庭や警察署を訪れる高齢者の方や、巡回で各御家庭を訪問させていただいた際に広報しています。

連合町会でも広報をお願いしておりまして、録音機の話聞いた高齢者の方から取付けの依頼が来ております。

(10) 強盗事件における防犯指導について

【委員】

最近話題になっている強盗事件についてですが、犯人グループはどのようにして犯行先の情報を事前に得ているのか非常に不安に思います。

名簿で狙われるのか、周辺を見て、財産的なものを把握しているのか、どうやって狙いを定めているのかどうやったら防げるのかを教えてください。

【警察】

御指摘の強盗事件については、現在、関係機関で捜査中のところであり、詳細についてお答えすることはできません。

自宅の防犯対策については、当署では生活安全課、刑事課と連携して指導等しております。

住民の方をお願いした防犯のポイントとしては、

- ① 確実な施錠

議 事 概 要

在宅時でも必ず戸締り施錠の徹底

② 不審者情報等の通報

自宅周辺で不審者や不審車両を見かけたり、不審な訪問者等があれば対応することなく110番通報をすること

③ 不審な電話には出ない、出ても対応しないことが重要となります

(11) 見せる警戒について

【委員】

特殊詐欺事犯が減少しない中で、パトカーによる巡回をよく見かけるように感じます。

パトロール活動が見えることで少しでも被害が減少すればと思います。今後とも被害減少に向けてのパトロールをお願いします。

【警察】

地域警察活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。

御意見のとおり、特殊詐欺事犯につきましては、未だ多発している状況にあります。

街頭でのパトロール活動を担う地域課といたしましては、引き続きパトカーによるパトロールをはじめとした警戒活動を強化していく所存です。

(12) 見回りパトロールについて

【委員】

平素より大正区の治安維持のために御尽力賜り、誠にありがとうございます。

私が住んでおります平尾地区も高齢者が多く、連日報道されている高齢者宅を狙った卑劣な強盗殺人事件に、高齢者の方々が「怖いな～、夜も安心して寝てられへんな～」と言っておられました。

犯罪抑止のために、防犯カメラの設置は有効だと思いますので、平尾地域まちづくり協議会においても、予算を計上し、防犯カメラの増設を検討しております。

しかしながら、やはり区民が一番安心できるのは、制服の力、制服警察官の警ら活動だと思いますので、限られた人数で大変かと存じますが、「見回りパトロール」の強化をお願いします。

【警察】

貴重な御意見をありがとうございます。

御意見のとおり、警察といたしましても、悪質な強盗や侵入窃盗に対し、危機感を持って警戒や注意喚起等を行っているところでございます。

地域課といたしましては、制服でのパトロール活動は、犯人側に対する警戒のみならず、地域住民の皆様の安心にも直結する活動であることを念頭に置きまして、引き続き強化していく所存です。